

宇土市地域公共交通計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

宇土市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 目的

宇土市の地域公共交通においては、利用者減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後更なる本格的な人口減少・高齢社会の到来に伴い、その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、利用者の利用実態を踏まえた、市民の生活交通手段の確保及びまちの賑わいをもたらす公共交通の確保を進めていくため、市の理想及び将来の在り方を定めた公共交通網の形成に関する計画の策定が必要である。

については、本業務を円滑、効率的かつ適切に行うため、委託する事業者をプロポーザル方式により募集し、最適な者を選定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「宇土市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約日から令和9年3月15日まで

2 提案上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 宇土市における当該委託業務等に係る競争入札参加資格を有していること。
- (3) 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがな

された者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。

- (5) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること（過去5年以内に、本市と同規模程度以上の自治体において本計画又はこれに類する計画の策定業務を受託した実績を有していること。また、受託者は、業務に当たり行政計画に精通し、かつ、本計画と同様の計画の策定を経験したことのある職員を事務局と直接調整を行う主任担当者として当たらせること。）。

4 参加申込み・提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類及び部数は、別紙「提出書類の作成について」のとおり。

(2) 留意事項

副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

(5) 提出期限

ア 参加申込み 令和8年5月11日（月） 午後5時（必着）

イ 提案書類 令和8年5月22日（金） 午後5時（必着）

(6) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年5月15日（金）までに、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書により通知を行う。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式6）により、電子メールにて提出。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金） 午後4時まで（必着）

(3) 提出先

メールアドレス：kikaku01@city.uto.lg.jp

「11 問合せ先」に同じ。

(4) 回答方法

電子メールにより随時回答。また、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

6 プレゼンテーションの実施

提案者は、令和8年6月上旬に開催する評価委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、評価委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。

7 評価要領

(1) 評価方法

ア 評価を厳正かつ公正に行うため、宇土地域公共交通計画策定支援業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ 評価は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。

ウ プレゼンテーションは、令和8年6月上旬に実施を予定しており、詳細については別途通知する。

エ 出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。

オ 実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度とすること。

カ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

キ プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては事務局で準備を行う。

ク プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

ケ 評価は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。

コ (2)に定める評価基準に基づき、評価委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて評価し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(2) 評価基準

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

- ア 業務実績に関する事項 25.0点
- イ 企画提案書に関する事項 65.0点
- ウ 参考見積に関する事項 10.0点

(3) 受託候補者特定方法

- ア 評価点は満点を100点とし、評価項目の点数の合計点を評価委員ごとに算出する。
- イ アで算出した結果の評価委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。
- ウ 60点(6割)を最低評価点数とし、イの評価点はこれを満たさない場合は、選定しないものとする。
- エ 提案者が1者のみの場合でも、ウに示す最低評価点数以上であれば受託候補者として選定する。
- オ 最終的な評価結果が同点の場合は、評価基準における「企画提案書に関する事項」の評価点が高い者を選定する。

8 評価結果の通知

評価結果については、提案者それぞれに文書で通知する。評価結果に対する異議申し立ては認めない。

9 実施スケジュール

	内 容	期間等	備考
1	公募開始及び参加申込受付開始	令和8年4月15日(水)	市ホームページ
2	質疑の受付締め切り	令和8年4月24日(金) 午後4時まで	電子メール
3	質疑への回答	随時 全応募事業者への周知は 令和8年5月1日(金)まで	電子メール

4	参加申込み締め切り	令和8年5月11日(月) 午後5時まで	持参・郵送
5	参加資格確認結果通知書等送付	令和8年5月15日(金) まで	電子メール
6	企画提案書等の提出締め切り	令和8年5月22日(金) 午後5時まで	持参・郵送
7	プレゼンテーション	令和8年6月上旬	※予定
8	結果通知送付・選定結果公表	令和8年6月上旬～中旬	※予定

1 0 契約の締結

宇土市地域公共交通活性化協議会は、評価委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1 1 問合せ先

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 番地

宇土市地域公共交通活性化協議会事務局（宇土市役所企画課内）

TEL：0964-22-1111（代表） FAX：0964-23-6247

E-mail：kikaku01@city.uto.lg.jp

1 2 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認められない。
- (4) 提出された企画提案等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、宇土市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- (6) 提出された参加申出書、企画提案書等は返却しない。
- (7) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (8) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に企画提案書を提出した者